

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和7年3月3日

山口県企業局厚東川工業用水道事務所  
所長 栢 正治

## 1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務の名称及び数量  
令和7年度 コンピュータ等保守点検業務委託 一式
- (2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所  
宇部市、山陽小野田市、美祢市 地内

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、「コンピュータサービス」の「システムの保守・維持・運用管理」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (6) 平成21年4月1日からこの公告の日までの間に元請負人として、工業用水道施設、上水道施設又は下水道施設の計装機設備(パーソナルコンピュータを除く。)に係る保守点検業務の実績を有していること。

## 3 契約条項を示す場所

宇部市西宇部北五丁目6番4号  
山口県企業局 厚東川工業用水道事務所

## 4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から入札の日の前日までの午前9時から午後5時までの間に山口県企業局厚東川工業用水道事務所から電子メールにおいて随時交付することから、希望者は事前に厚東川工業用水道事務所(電話 0836-41-1100)まで連絡のこと。

5 入札を執行する日時及び場所等

(1) 場所

宇部市西宇部北五丁目6番4号  
山口県企業局厚東川工業用水道事務所

(2) 日時 令和7年3月25日(火)午前10時

(3) 特記事項 郵便による入札とします。

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 電信による入札

(3) 記名のない入札

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県企業局財務規程(昭和40年山口県企業管理規程第7号)第150条第1項の規定によりその例によることとされる山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号)第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 積算内訳書の提出

入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。

(3) 本入札は、「山口県業務委託低入札価格調査制度」を適用する。

(4) 入札者は、入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和7年3月12日午後5時までに、厚東川工業用水道事務所に提出すること。

なお、その確認結果を令和7年3月17日までに発送する。

ア 入札参加資格確認申請書

(5) 契約保証金

免除する。

(6) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年3月10日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(7) 詳細については、厚東川工業用水道事務所(電話 0836-41-1100)に問い合わせること。